

2月の無料相談

※祝日を除く

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 13:30~16:00		法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制(相談日の2週間前の火曜日から)	
司法書士相談	9日(水) 13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2399)	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	17日(木) 13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)の作成などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	2月はお休み	広報広聴課	労働・社会保険関係、働き方改革関連など(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	2日(水) 13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	16日(水) 13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2399)	国や県・市など、行政全般に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2399)	市に対する要望、意見など(担当職員)	
心配ごと相談	第1・第3水曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
DV相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども包括支援課 (☎内線2392)	DVに関する相談(担当職員)	
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども包括支援課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日 9:30~16:30	地域子育て支援センターさくらんぼ(浦支局) (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日 9:00~17:00	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火、水、金、土曜日 9:00~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月、水~金曜日 9:00~16:45 (第3水曜日は弁護士相談)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員、弁護士)	
人権相談	月~金曜日 8:30~17:15	水戸地方法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
精神保健相談	1日(火) 14:30~16:30	土浦保健所 (☎821-5342)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制、1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
	25日(金) 14:00~16:00			
女性のための	フェミニスト相談	毎週火曜日 11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門相談員) ※予約制
		12日(土) 10:00~14:40		
	一般相談	4日、25日(金) 13:00~16:00	家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制	

消費生活センター ぐらしの豆知識

☎消費生活センター(☎823・3928)

●借金をするよう指示して契約させる手口に注意

友人に「簡単にもうかる話がある」と誘われ、事業者からFX(外国為替証拠金取引)自動売買ソフトを購入するよう勧められた。「高額なので支払えない」と言ったが、「大体の人は1年で返済できるから借金すればよい」と言われ、契約をすることに。消費者金融で、年収220万円のフリーターと申告するよう指示され、その日のうちにATMで50万円を借り入れて、事業者に送金したが、解約したい。

◆アドバイス◆

返せる見込みがない借金を抱えることは、リスクの高い行為です。借金をしてまでの投資などは、やめましょう。
「お金がない」と断ると、借金をするように勧められ、金銭的に断る理由を封じられる場合があります。「要りません」「契約しません」ときっぱり断りましょう。

●4月から成年年齢が18歳に引き下げられます

成年を迎えた皆さんは、一人で契約ができるようになった反面、原則として一方的に契約関係を解消することはできません。どのような消費者トラブルがあるか知っておくことで、トラブル回避に役立ちます。

消費者庁のLINE公式アカウントでは、消費者トラブルの情報や、成年年齢引き下げに向けた情報を配信しています。

「消費者庁 若者ナビ」

こちらの二次元コードから友だち登録ができます▼

